

〔9番 前川文博 登壇〕

○9番（前川文博）

それでは、議長から発言のお許しをいただきましたので一般質問をさせていただきます。今回は大きく3点させていただきます。1つ目ですが、アフターコロナに向けてということで3点お伺いいたします。まちなか簡易検査センターの撤去について。2点目、抗原検査キットの在庫について。3点目、アクリル板などの処分についてということです。

いよいよ5月8日連休明けから感染症の分類が5類に移行となります。これでインフルエンザ並みの扱いに向かっていくこととなります。また、3月13日、来週の月曜日からは、マスクの着用も個人判断となってきます。また学校の教育現場では、新学期となる4月1日から着用を求めないことを基本とするほか、それに先立って行われる卒業式は、その教育的意義を考慮し、児童生徒等は着用せず出席することを基本とするとしています。約3年間続いた新型コロナウイルス感染症対策も終わりに近づき、以前のような通常の生活が戻ってくるものと期待をしております。

そこでお伺いいたします。まちなか簡易検査センターの撤去についてです。令和4年度3月の補正予算で解体費用400万円が計上されました。プレハブの建物、古川町と神岡町の2か所で、そこまでの解体撤去費用が膨らむのがちょっと不思議で分からないものであります。

建物がたしかリースという話で聞いておりますので、リース契約であれば、設置から撤去までリース費用に含まれていなかったのでしょうか。また、まちなか簡易検査センターのリース費用は幾らだったのでしょうか。設置から撤去までの建物に関係した総費用及び検査キットの購入総数と費用、人件費などの総額は幾らになるのかお示してください。

2点目、抗原検査キットの在庫についてです。3月末でまちなか簡易検査センターが閉鎖となります。備蓄分の抗原検査キットを春の例祭など、またイベントなどに提供とありますが、市の備蓄分やまちなか簡易検査センターの在庫分での対応で、在庫を使い切り次第終了となり、追加購入はしないとの見解でよろしいでしょうか。

また、市民に対してキット購入補助を継続していく方針ですが、5月8日の5類移行以降も続ける方針でしょうか。キットを販売する薬局もそれなりに在庫を抱えることとなりますが、購入助成制度が終了したときに薬局にある在庫については、何か対策を考えているのか教えてください。

3点目です。アクリル板などの処分についてです。飛沫感染防止の観点からアクリル板やビニールシートが推奨され、活用されてきました。新型コロナウイルス感染症対策による補助制度もあり、事業所や飲食店などにはほとんどあります。市役所内でも職員の執務室では、個人を囲うようにして設置してあります。事務職員の机の数の分だけ設置されております。危機管理課でも、持ち運び用に数十枚購入されています。市役所内だけでも、アクリル板やプラスチックのボードが大量にあります。2万2,000人ほどの小さな飛騨市内だけでも、かなりの量が不要となり廃棄されるおそれがあります。袋に入れて可燃ごみに出すことも可能と聞いております。事業で使用したのだから事業系ごみ、産業廃棄物として処理するのが本来の姿かもしれません。

しかし、今は地球温暖化防止、二酸化炭素排出削減、脱炭素社会に向かっていく時代です。環境問題も踏まえて、飛騨市が先頭になり、リサイクルなどの再資源化を考えていく必要があると

考えますが、いかがでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

〔市民福祉部長 藤井弘史 登壇〕

□市民福祉部長（藤井弘史）

アフターコロナに向けてとご質問いただきました。私からは1点目と2点目についてお答えをいたします。

まず1点目、まちなか簡易検査センターの撤去についてお答えをいたします。はじめに、これまでの経緯から整理させていただきますと、新型コロナウイルス感染症流行下において、感染の不安を持たれた市民や来訪者の方が迅速に検査結果を得られる仕組みができないかとの検討を行い、市民病院の感染症専門医からも指導、助言をいただき、病院の巡回診療という形で、令和3年8月に全国的にも先駆的な取組として、当初は若宮駐車場内の消防器具庫で開設しました。

その後、同年10月、場所を市役所駐車場に移した際にコンテナハウスをレンタルする形態とし、翌11月には神岡会場として神岡振興事務所駐車場に同タイプで開設をしました。

当初設置した際には、単にコンテナの組立て設置だけではなく外部屋根造作や電気工事もあること、センターをいつまで設置するのか見通しが立たない状況にあったことから、総合工業者に設置完了までのレンタル料を含めて工事発注し、コンテナハウスや周辺造作材などのレンタル品については、工事完了後からレンタル業者と直接契約して支払う形にしました。

なお、当初設置時の契約額は2か所合わせて約251万円であり、撤去費用は含まれておりません。その後も感染流行の波が繰り返される中、まちなか簡易検査センターをいつまで開設するのか不透明であったことから、コンテナハウスなどは3か月毎に賃借契約を更新しながら現在に至っております。

検査センター設置から現在までに一般会計で支出した費用の内訳として、感染防護具や消毒液などの消耗品160万円。仮設建物として建築事務所の許可を得るために昨年春に施工した基礎の地面定着化に係る再設置工事を含めた工事費が685万円。コンテナハウス、敷鉄板、エアコン、モバイルルーターなどのレンタル料が540万円。スポットクーラー、ファンヒーター、テーブル等の備品購入費が50万円。消毒作業に従事いただくシルバー人材センターへの委託料が417万円。暖房用燃料費が13万円で総額1,865万円となっています。

これに病院事業会計から支出されている看護師や検査技師の人件費2,394万円、検査キット1万4,550個の購入費1,268万円を加えると、支出済総額は5,527万円となります。

ただし、この事業に対して病院事業会計には、県から新型コロナウイルス感染症検査促進事業補助金として今年1月分までで合計3,797万円が収入されることになっています。

なお、この差額分は地方創生臨時交付金を充てることも可能ですが、ほかのコロナ対策事業を優先した関係で、市の一般財源で措置しております。

また、今般、3月末でまちなか検査センターを閉鎖することとし、3月補正予算に建物の撤去費用として350万円を計上させていただいたことについて高額ではないかとの趣旨のお尋ねですが、当該施設は鉄骨架台基礎の上に1棟4坪のコンテナを3棟組み合わせて設置され、外部に仮設材で屋根及び通路を設けてあり、床カーペット貼りや電気の引込、後づけでエアコンも設置さ

れています。

これらを全て解体した上で、積込運搬、消毒まで含めての費用であり、設置時に要した費用及びその内訳と対比しても妥当であると認識しております。

次に抗原検査キットの在庫についてお答えします。市の検査キット保有数は、まちなか簡易検査センター配置分、保健センター留保分、まちづくり団体等への配付用など合わせて3月1日現在で2,867個となっています。

感染状況が下火になり、また、個人向けキット購入費助成事業により家庭内備蓄が進んだこともあり、まちなか簡易検査センターでの1日あたり検査件数も最近は一桁の日が多くなっていることから、最近1か月における在庫量の減少も250個ほどにとどまっています。

このことから、今後急激な感染拡大が発生しない限り、春の例祭関係などに提供を考えても、現在の在庫の中で対応可能であると判断しており、追加購入の予定はありません。

また、5類移行後のキット購入助成制度継続の有無については、現時点では決定しておらず、今後の感染状況も見ながら4月中に結論を出したいと思います。

なお、市内各薬局においても最近ではキットの販売状況を見ながら発注量を調整されていると聞いており、過度の在庫を抱えることはないものと認識していますが、万一大量の在庫が残った場合には、その時点で対応を検討いたします。

〔市民福祉部長 藤井弘史 着席〕

◎議長（澤史朗）

続いて答弁を求めます。

〔環境水道部長 横山裕和 登壇〕

□環境水道部長（横山裕和）

それでは、3点目のアクリル板の処分についてお答えいたします。事業所や飲食店が事業活動に使用するアクリル板は産業廃棄物となりますので、廃棄する場合には、基本的には事業者自らが産業廃棄物処理業者等を利用して適正に処理していただくこととなりますが、小型の物など一般廃棄物の処理に支障のない範囲で飛騨市クリーンセンターであわせ産廃として焼却処理が可能な場合があります。

市としましては、アクリル板のリサイクルや利活用については特に検討はしておりませんが、例えば、市役所で使用していたものの処理について、必要な事業所などがあればお譲りするなどのリユースも含め、ごみの減量化に努めてまいります。

〔環境水道部長 横山裕和 着席〕

○9番（前川文博）

3つ答弁をいただきました。一番最初の撤去費用が高いのではないかという話なんですけども、後で基礎とかの追加工事があれば、当然基礎の部分はお金がかかるし、外の屋根とかそういったものは別ということであれば、設置から考えれば、そんなに問題ない範囲かなということだと思います。これが高いかなということもあったんですが、結局これは幾らかかったのかなというのが一番知りたくて、トータルが5,527万円ですか。運営費等からキット、人件費まで含めてということですので、1万4,550個買って1万2,000回ぐらい簡易検査があったということかなというふうにさっきの残った数から受け取れましたので、迅速な検査して、早い発見ができたということで

は有効に機能したのではないかなと思います。

2点目のほうなんですけども、市の備蓄分だけで、まだかなりありますので多分、追加購入しないということです、これでも多分余るのかなというふうでは聞きました。

薬局のほうの話なんですけど、助成制度の期間については未定という話でしたか。ちょっと聞いた話では2月28日に5月7日までという話が出ているのを聞いたんですが、それは、市のほうから話、通知はいついていませんか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□市民福祉部長（藤井弘史）

5類に移行ということでの5月7日、8日という話だと思いますが。市のほうとしては今のところまだ決定はしておりません。ただ、それを見据えて発注の調整をしてくださいということは、お願いをしております。

○9番（前川文博）

発注の調整は薬局のほうで今やっているということで、今現状は大体100個～200個ぐらい持っているんで、今まだ欲しい人がいらっしゃるということで、3月、4月で今の分は大体はけるのではないかなという話もありました。

ただ、これが5月7日で終わるということは、大体、薬局は2日～7日までが連休期間で休みなんですね。年末年始は急激に数が増えたということで輪番制で対応したということもあるんですけど、この期間中、多分5月7日が終わりになるのではないかなと思うんですけど、最後の辺はどのような、最後は5日間休みになるという感じになるんですけど、実質5月2日で終わりなのか、また輪番制を頼んで、どこかやってもらうのか、その辺は考えはありますか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□市民福祉部長（藤井弘史）

感染状況次第かなということをおっしゃっています。今の状況であれば、連休のことまでは考慮しなくてもいいのかなということをおっしゃっています。

○9番（前川文博）

分かりました。最後は残ったときに対応していただくということでしたので、あとは薬局さんのほうで様子を見ながら調整していただければ、抱え込むこともないと思いますので、その辺はまたきちんと連絡をして、いつまでなのかということもしっかり話していただいて、やっていただきたいと思います。

それから、3点目のアクリル板ですけども、当然産廃ということは分かるんですけども、やっぱり今の脱炭素、いろいろなことでもあわせ産廃で燃やすこともできるという話もあるんですけど、やっぱり燃やすと煙が出ますし、二酸化炭素が出るということなので、9月のときに私が脱炭素絡みで質問したときに、今度、4月から専門人材、あれは電気とかのこともありましたけど、環境のほうでやるということになると、これには絡みませんか。やっぱり脱炭素をとれば、アクリル板は多分大量にあるんですよ。この市役所の中でも今燃やさないという話でしたけど、多分何百キログラムぐらいになると、100キログラムではきかないと思うんですよ。市内全体だと

何トンかなという話になると、これが全国になっていくということなので、この小さい飛騨市で何か対応してリサイクルのほうに持っていか、そういったことの対応ができると環境的にいいのかなと思うことで、これは質問させていただいたんですが、どうですか。環境の面からで何かできるようなことはないですか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□環境水道部長（横山裕和）

このアクリル板につきましては、全国的にどの自治体も利用したものでございまして、全国に多くあると思います。これが5月8日以降すぐに廃棄に向かうのかということも分かりませんが、確かにこういうものを再利用をできれば、ごみとして燃やすよりは環境に優しいことは確かでございますので、全国的にこういう課題について、今のところ国県から何か新しい情報は届いておりませんが、今後、有効な手だてについて情報があれば事業者のほうへもお伝えするなど、なるべく有効に活用できるような方法があれば、お伝えしていきたいと考えています。

○9番（前川文博）

分かりました。ぜひ、環境に優しい飛騨市になるように、その辺をうまいことやっていただきたいと思います。

それでは、2点目の質問に入ります。多機能型障がい者支援センターについてです。中身は2点ございます。2年間の活動状況と支払った指定管理料です。2点目は、令和6年4月以降の指定管理についてということでお伺いいたします。

令和3年4月に多機能型障がい者支援センターが指定管理の形でオープンいたしました。サービス内容は、定員14名の生活介護、定員10名の就労継続支援B型、定員10名の日中一時支援、定員4名の短期入所です。生活介護はたしか最初10名の定員だったと聞いていたんですが、14名に増えております。

施設ができて、最初の指定管理は3年間と決まっております。2回目の指定管理の募集からは5年間となります。この3月で指定管理期間の3分の2が経過いたします。別ですがカミオカラボは2つの常任委員会があって、設置するときに現地視察をして、指定管理についての疑問の声があり議論いたしました。こちらのほうは指定管理で進み、1回目の指定管理期間終了後に直営となりました。この多機能型障がい者支援センターについても、建設時にいろいろな議論がありました。平成30年12月の議会の私の一般質問の答弁では「運営が安定するまで、指定管理料で支援、支援期間は1期目の3年間を目安とする。2点目は全事業を定員で年間利用した場合、約3,700万円の給付額がある。月平均で約300万円が施設の運営費の収入となる。利用料は市独自の減免制度があり、生活介護と就労継続支援B型は0%、短期入所は5%と自己負担額の引き下げをしている。3点目、利用定員の7割～8割程度の利用が毎日あれば黒字の運営。現状は5割～6割の利用。4点目、施設の特長、地域の実情や利用者との関係性を考慮し、市内事業者を対象とした公募。」との答弁でした。

指定管理を続けていっていただき、利用者が安心して利用していくために現状を確認し、今後の方向性について伺います。

1点目です。2年間の稼働状況と支払った指定管理料。令和3年度と令和4年度2月までの利用目標と利用実績。運営費収入と不足分に対する指定管理料の支払い実績。令和4年度については支払い見込み額はどのようになっているのでしょうか。

2点目です。令和6年4月以降の指定管理についてです。総務常任委員会での指定管理者の選定についての議論では、「最初の1指定管理期間は、運営の不足額に対して上限200万円の指定管理料が支払える。2回目以降の指定管理期間は70%以上の利用率が見込まれ、採算ベースとなる予定で、指定管理料は発生しない。」との答弁でした。障害者が利用する施設です。これからも安心して利用できると信じていますが、多機能型障がい者支援センターは、今後大丈夫でしょうか。その辺お答えください。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

〔市民福祉部長 藤井弘史 登壇〕

□市民福祉部長（藤井弘史）

多機能型障がい者支援センターについて2点のご質問をいただきました。まず1点目、2年間の稼働状況と指定管理料についてお答えをいたします。開所初年度の令和3年度は、稼働日数274日。1日平均利用人数は11.6人。令和4年度は2月までで施設全体で稼働日数249日、1日平均利用人数は12.1人となっています。

各サービス別の利用状況は、生活介護は定員14名に対し昨年度は約5割、今年度も同様の約5割。就労継続支援B型は定員10名に対し昨年度は約2割、今年度は約3割。日中一時支援は定員10名に対し昨年度は約3割、今年度も同様の利用状況です。

短期入所は、事業所全体でスタッフを2名増員して体制を強化し、今年度4月から利用受入を開始しましたが、潜在的な利用希望はあると見込んでいるものの、具体的な利用の申し出がない状況です。

収益的には、現在、生活介護と就労継続支援B型がマイナス、日中一時支援はプラスであり、事業所全体では、月平均13万円ほどのマイナス収支となっています。短期入所の利用はまだありませんが、収益性はマイナス傾向にあります。

毎年度上限200万円の指定管理料ですが、昨年度は約270万円の赤字であったため、上限の200万円をお支払いしています。今年度も200万円を超える赤字と見込まれるため、上限の200万円を支出することとなる見込みです。

次に2点目の令和6年4月以降の指定管理についてお答えします。現行の上限200万円の収支補填に相当する指定管理料は、1期目のスタートアップの期間中、円滑に運営体制を整えていくための支援として計画したものです。令和6年度からの2期目の指定管理期間においては、1期目の運営状況を精査し、この実績を基にした今後の運営見込みも精査しながら、支援の必要がある場合は、市としてしっかり対応していきたいと考えています。

開所以来2年間の運営収支のマイナスについての主な要因は、生活介護の収益性にあります。現状、生活介護の利用契約人数がまだ十分ではなく、人口特性も相まっての利用者の母数の小ささが課題となっています。ただし、次年度特別支援学校卒業生など3名の新規受入予定者があり、利用者も徐々に増え、収益性も改善していくと見込んでいます。次年度において、その収益の推

移を注視してまいります。

元来、在宅介護の生活介護は、障害者の特性上、天候や体調、気分等日々の状況で通所を欠席されることが多いため、施設入所者が日中に利用する施設併設の生活介護の運営と異なり、利用者の欠席による収入減少が運営に影響しやすい特性があります。利用者母数の少ない本市のような過疎地域ではその影響が特に大きくなります。

加えて、本施設の生活介護は、利用者の平均支援区分も4と重度者に対応できる市内唯一の事業所となっていますが、市内全域から利用者を遠距離送迎し、個別の重度者対応を行っているため、効率的な運営を求めることも難しい側面があります。

また、指定管理施設の場合、サービス報酬が96.5%に減算され、現在も年間150万円の減収計算となっていますが、指定管理者としてはインシヤルコストが軽減され、経年の運営負担が少なくなっているものの、民間の生活介護事業所より実収入が少ないという現状もございます。

元来、市が福祉施設を整備している目的は、民間参加が期待できない地域特性を有する中で、障害者が高山市などの遠方まで通うことなく、身近な地域での生活を送る支援を行うことにあります。したがって、採算性のみを重視するのではなく、サービス提供体制の持続を市で支えていくことが重要であり、指定管理者による運営努力や適切な運営状況を確認しながらも、それでも赤字になるような場合は、市で財政支援を行い、障害者の生活を守ってまいりたいと考えております。

〔市民福祉部長 藤井弘史 着席〕

○9番（前川文博）

答弁いただきました。2年間、指定管理料は満額出ていて200万円以上の不足だったということでした。やっぱり3年目の令和5年度はここを何とかしていただかないと、今後ずっと同じ状態になってしまうと思いますし、また、先ほど住田議員も多機能型障がい者支援センター古川いこいの話がありましたけど、また新たな、中身は違いますが、増えていってやっぱりずっと出していくとなると、市の財政も結構大変になりますので、そこは考えていくところがあるのかなというふうに思います。

先ほど、最後に部長のほうから次期の指定管理のときにも財政をいろいろ精査して、指定管理料を見て財政支援をしていくということでしたが、これは建設するとき、先ほど私言いましたけど、その時点で5割～6割の利用率があると。そのときは柚原部長でした、建設前ですから。それが7割～8割の見込みがあるからやっていけるんだというような答弁だったんですよ。でも、その5割～6割の利用率があるというのに、今聞いたら生活介護は50%、ほかが2割、3割ということですが、この辺は最初の見込みとどうだったんですか。どうしてこんなに、5割～6割は利用があるというところが、これだけ少ないのか。その辺は何かつかんでみえますか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□市民福祉部長（藤井弘史）

この辺がなかなか難しいところございまして、事前に我々のほうで調査をかけて、利用されますかというお話をする中で、今ほどの5割～6割の数字というものが出てきたところでございまして、実際にあの施設を開所してみますと、この初めに聞いていた数字よりも下回って

る状況という形になっております。

ただ、これはやはりコロナ禍という状況もあるのではないかなということをおもっております。先ほどもちょっと申し上げましたけども、令和5年度に向けては、また新しい方が入ってくる予定もございますので、上半期の状況、特にそこを集中してみていき、財政の改善になるような形で市のとしても支援をしていきたいということをおもっています。

○9番（前川文博）

市の支援も必要だとは思いますが、さっきも母数が小さいという話も出ました。都会と違って、民間が参入してくる地域ではない。だから行政のほうで建物を建ててこういう運用しないと、障害者の方が安心して入れる施設がないということで、それは議会のほうもいいのではないかとということで向かっていったんですよね。これはいいんです。ただ、やはり運営していく以上は、どうなんですか、もともと利用していた方で使われない方が増えたのか、最初からこれぐらいの人数だったのか。最初からこれぐらいの人数だったら最初に5割～6割の現状の利用があるという話がおかしいことになるんですが、その辺どうですか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□市民福祉部長（藤井弘史）

従前から通っていらっしゃる方プラス新しい方も入ってくるというようなお話も聞いていましたが、実際にはなかなか利用されないというようなこともございます。それと先ほども申し上げましたけども、やっぱり欠席が、予定していたんですけども、やっぱり体のご事情、精神のご事情等で急なキャンセルというのがかなり多いということでお話を聞いています。

○9番（前川文博）

私もそれは聞いています。朝になったら今日はもう行けないよという話で、当日行けないということで、その場合は満額出なくて一部が出るんですよね。そういったこともあるとは聞いているんですけども、やっぱりある程度入っていくめどで建設したので、そこに向かってということで、やっぱり何らかの対策を市のほうでも考えていかないと、ちょっと心配かなというところもあります。

先ほど、運営費の収入が96.5%で、3.5%減って入りますよということがありました。言われましたけども、確かにこれは民間は自分で建てて、自分で箱物とか落としていくので、それ100%ですけど、これは建物自体とかの減価償却がないわけですので、逆に言うと、多分民間よりこの率のほうが収入的には多いと思います、実質の手取りとかね。そういうところで考えていくとやっぱりもうちょっと頑張っていたきたいとか、来ていただける、ほかの施設に行っている方、障害の程度にもよるので、なかなか変わらないという話も聞いていますが、やっぱり近いところで安心していけるところということで、変わっていただけるような努力とか、来ていただけるようなやり方も必要かなと思います。

先ほど短期入所、ショートステイの申し出がないので今はゼロ件ですという話があったんですけど、ちょっと聞いている話によると申込みをしたい方もいらっしゃるかと、利用したいけどなかなか話に行けなかったという話も聞いております。それがどうしてなのかというところはまた市のほうで聞いていただいたり、やっぱりアンケートをとかもいいんですけども、やっぱり小さ

い、母数が小さいので、言うとなんか分かってしまうとか、そういう側面もあると思います。やっぱり利用しやすい、いつ行っても使えるという形で、うちの利用をしていないと駄目ですよとかではないと思うんですよね。先ほど住田議員の発言で不測の事態に備える安心の場ということで、質問の中でありまして、答弁の中では、事前の利用などで慣れてもらうというのも重要だという話もありました。そうすると、やっぱり平時、通常のとときに一週間に1回は泊ってもらいましょうとか、2回ぐらい泊ってもらいましょう、そういうのをやっぱり事業者から勧めて、それで利用率を上げていけばいいと思うんですよ。そうすれば週に1回でも2回でも泊っていけば慣れていくし、どういう障害の方でどういうことをしなければいけないかというのが分かるので、やっぱり葬式とかがあつたときに、預けたいけど預けられなかったということがあると思います。やっぱり家で障害者の方をみていらっしゃる方は1人の方もいらっしゃいますし、そうしたら会社の関係で何か用事があつたりとか、そういったときに預けたいけど預けられない。毎日みているので、家でゆっくり風呂に入りたいけど入れない。そういったことも考えたりして言われる方もいるんです。やっぱり一週間に1回、2回ぐらいはショートステイ5%負担ですよ。ほかは今ゼロ%ですよ、全部市がみるんですから。それでやっぱりどんどん使っていただく、来ていただける体制が、私は絶対に必要だと思うんです。そうじゃないと、このまま多分ずると利用率が上がらないままていくような気がするんで、ぜひそこは藤井部長のにこやかで、明るい話をしていただいて、ぜひ令和5年度、6割7割ぐらいの利用率に持って行っていただきたいなと私は思うんですが、その辺どうでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

ちょっと一言話させてください。これはやっぱりその障害がある人の世界というのをもうちょっとご理解いただいたほうがいいかと、今のお話を聞いていて思いました。

確かに稼働率の話がありますが、一人一人事業所を決めるというのはものすごい大変なことなんです。それで、その場所がとか、風呂に入りに行くというような話ではないものですから、本当に何度も何度も実習を重ねたり、体験を重ねて、その子がどういう反応するかということを見ながら決めていくんですよ。そうすると、何かのサービスがいいとかということだけではなくて、そこに行く距離もあれば、その雰囲気もあります。いろいろなことが相まって一人一人に対して全く千差万別で決めていくというのが障害の世界です。

先ほどおっしゃっていただいたり答弁もあつたように、飛騨市はそれなものですから、なかなかサービスが整わないんですね。非常にもともと人口が少ないイコール障害者の数が少ないところに持ってきて、そういった選ぶチョイスが少ないものですから、なので今まで成り立たなかった。それで、そこは行政としてやらなくてはいけないんだということでスタートしている。それで、想定はもちろんして、アンケートを取ったりして最初はやるんですが、やっぱりそのとおりにいかないんですね。逆もあります。想定以上に来るということもあります。ですからこれは、努力するということはもちろんいろいろな人に対応できるように努力していくという受入れ側の問題として、これはいろいろありますし、その熱意とか体制づくりとかいろいろなことがあります。ですけれども、目標を立てて、そこに向かっていく。もちろんそれは経営上そうなんです

が、それは一人一人の、むしろ数字で見るのではなくて、一人一人の判断と家庭のいろいろな事情の積み上げでこの数字になっているんだということを、まずこれはしっかりとご理解をいただきたいと思うんです。ここの共感がないと障害の世界の支援策というのが進まないんです。ですからここはしっかり理解していただきたい。その上での議論です。その上での議論だということをしっかり理解いただきたい。

それからショートステイの話もありましたけど、これも私この分野ずっと関わってきて、本当ショートステイというのは大変で、全国この問題抱えています。やっぱり見込みどおりに人が来ないとか、サービスが開始できないとかいっぱい問題があるんですが、これはやっぱり慣れるのも何回か慣れるだけではなくて、そこに慣らすことができるかどうかということが始まっているんですね。そこを短期入所として利用できるかどうかということから始まっているので、やっぱりおっしゃるとおりいきなり預けられないんですね。突然、今日必要だからと言っても利用する本人も、それから受け入れる側も全く分からない状態ではできない。何回か積み重ねるにしても、ショートステイは何回か積み重ねるというところに踏み込めるかどうか自体がハードルなんです。そういうことがあるので、これはもうもちろん何とか利用してもらいたいと思って、ここのピースの皆さんも随分努力されているわけでありましてけど、ここは必ずしも数字で見たようなことにはいかないということだけは、前提に置いた上で努力をしていただくという認識を、これは議員だけではなく皆さんに持っていただきたいということをあえて申し上げさせていただきたいと思います。

○9番（前川文博）

市長の言われることも十分分かります。ショートステイという話になると、やっぱり慣れていくとか、まず受入れできるかどうかという話になるんですけど、今はピースの受入れがゼロじゃないですか。そしたらやっぱり、今後ちょっと、この先預けることがあるかもしれないということで話があったときには、やっぱりお試しでという話で受入れをまずしていただかなければいけないと思うんですよ。まずそこの入口が多分1つのネックだと思うんです。それをぜひやっていただきたい。数回重ねていっていつでもそうやってそういう方々が泊まれるような状態をつくらせていただきたいというのが今の私の思いなんです。でもやっぱり経営とか聞かないと、それで十分成り立っているのなら多分いいかもしれないですけど、これが無理であれば、やっぱり今後預けたいので、まずは、練習のお泊りからということすら、まだ今受入れができていない状態になったときに、さっき2名人を増やしていることであれば、やっぱりそこは必要な話だと思うので。ぜひそこをですね、まず第一段階、一步踏み出すところの、そこの受入れをきちんとしていただきたいというのがありますので、そこはどうでしょうか。

△市長（都竹淳也）

短期入所の収支を合わせるということではなくて、短期入所の受入れを始めてほしいというご趣旨なんですね。話の流れが収支の話になっているので、こういう議論なっているんですけど、そもそも1人受け入れられていないところを受け入れるということになれば、それはまた話は別です。何がネックになっているのかというところをやっぱり一つ一つ詰めてということになりますし、現実に私が県職員時代にショートステイに関わったときにやっぱりそこが進まないもので、補助制度をつかってそこの体制を整えるための補助制度を設けて、今も稼動していますけ

ど、そういうのがあるんですが、場合によってはそういうことも出てくるのかもしれないということもあると思います。ですから、これは受入れを一つでも進めたいということであれば、今のほかの施設も同じことになってきますので、そういった点について何がネックかということを一一つ見ていきたいというふうに思います。

○9番（前川文博）

分かりました。私もちょっと回りくどい書き方をしてやったんですけども、やっぱり今分かったので、是非ともその受入れ体制だけは断ることのないように、まず最初の一步というところから始めていただきたいということで、次の質問に入らせていただきます。

それでは、3点目です。社会福祉連携推進法人の設立についてお伺いいたします。4点ございます。連携法人の役割はどういうものなのか。2点目、社会福祉法人が参画できるのか。3点目、市からの事務局職員の派遣終了後はどうなるのか。4点目、最終目標は法人の合併までという考えがあるのかの4点です。

経営基盤の強化や良質なサービス提供のための相互連携を強化できる仕組みとして、令和4年4月から社会福祉連携推進法人制度が始まりました。2月末では、全国で11の連携法人があるようです。今後ますます進む過疎化、労働人口不足ですが、同じ業種で連携していくことは重要なことです。この地域でもほかの業種ですが、JAとか信用金庫、森林組合も合併して機能功利して頑張っております。

そこで質問に入ります。1番目、連携法人の役割ということですが、今回、神東会と吉城福祉会の2つの社会福祉法人の連携を進めるためとありますが、具体的にはどのようなことをしていく法人の設立となるのでしょうか。連携法人の職員は市からの派遣職員とのことですが、法人の事務所は市役所内となるのでしょうか。

2点目、社会福祉法人が参画できるのかということですが。保育園を運営している社会福祉法人もあります。会社として運営している介護施設もあります。今後の社会福祉連携推進法人に参画できるのは、あくまでもこの2法人だけとの考えでしょうか。ほかの法人や会社組織も含めていくことも可能と考えていますか。

3点目、市からの事務局職員の派遣終了後のことです。今回は任期付で採用している職員を連携法人の事務局職員として派遣の形で行います。さらに運営費として年間270万円の予算があります。派遣職員の社会保障も含めると1,000万円以上の経費になると考えられます。市職員の派遣は何年間をめどとして考えているのでしょうか。市職員の派遣期間が終了した後は、参画している法人で運営費を賄っていけるのでしょうか。

4点目、最終目標は法人の合併までと考えているのかということですが。最終的には社会福祉法人の統合、合併を考えていくのでしょうか。連携法人ができることによって、市としての目標などありましたらお聞かせください。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

〔市民福祉部長 藤井弘史 登壇〕

□市民福祉部長（藤井弘史）

社会福祉連携推進法人の設立について4点のご質問をいただきました。まず1点目です。連携

推進法人の役割についてお答えをいたします。社会福祉連携推進法人は6つの社会福祉連携推進業務の中から必要な業務を行う法人として法定化されています。6つの業務とは、地域福祉支援業務、災害時支援業務、経営支援業務、貸付業務、人材確保等業務、物資等供給業務となります。

現在、吉城福祉会、神東会に市も加わり法人設立準備を進めています。この法人が取り組むべき最大の課題は、人材の確保・育成ですが、その他の業務についても順次取り組むよう計画しています。

具体的な活動として想定していることは、人材確保面では両法人合同での一括した求人採用活動、企業展等への出展、大学等への募集活動、職場体験や現場実習メニューづくりなどです。また、外国人介護人材の受入調整や外国人介護職の支援もこの法人で担っていくことを考えています。

人材育成では、人事交流の調整、両法人合同での職員研修、キャリアアップ支援、市の介護職員初任者研修の受託なども想定しています。

また、働き方改革として、キャリアパスや給与体系の共通化に向けた調整を始め、両法人合同での福利厚生事業の実施や両法人に共通のICT導入による業務効率化支援も行います。

さらに、経営支援面では、インボイス制度や電子帳簿保存法への対応など、両法人の事務局負担を軽減することから始め、今後は各施設の経営状況などを精査し、経営改善の検討などもこの法人で客観的に進められるものと考えています。

その他、災害時支援業務として、BCPの共同作成、緊急時の相互支援の体制づくりを計画しています。また共通する物資の共同購入なども早期に進める予定です。

こうした業務が落ち着けば、次には社会保険や労務管理、会計処理など両法人の法人本部事務処理の一部代行や、地域貢献事業もニーズをつかむところから検討できればと考えています。

なお、この法人の事務所の場所ですが、吉城福祉会本部内の予定です。令和5年7月からは、吉城福祉会が移転する多機能型障がい者支援センター古川いこいに設置予定です。

続いて2点目、参画できる社会福祉法人の範囲についてお答えをいたします。社会福祉連携推進法人に社員として参画できる法人の範囲としては、社会福祉法人以外にも社会福祉を目的とする福祉サービス事業を営む法人や、社会福祉事業等従事者を養成する機関も参画が可能とされています。

議員ご指摘のとおり保育園を運営している社会福祉法人や、会社として経営している介護施設も参画可能ですが、連携推進法人を構成する社員はその過半数が社会福祉法人であることと定められています。

続いて3点目、市からの職員派遣終了後についてお答えをいたします。今回派遣される職員の任期は令和6年度末までです。最初の2年間は、法人の立ち上げから運営にかかる重要な時期であり、任期までの派遣は予定どおり行いたいと思います。その後の処遇に関しましては、連携推進業務の進捗の状況もあり未定です。

両法人とも市からの職員派遣が今後長く続くものではなく、将来は両法人の負担で運営することも承知をされていますが、市といたしましては、地域の福祉基盤安定のためにも、この連携推進法人を通じて常に伴走支援をしていくべきものと考えており、運営交付金にて両法人の経費負担の軽減を図りながら、安定的な運営につなげることができればと考えています。

最後に4点目、参画する法人の統合についてお答えいたします。両法人の事務局間では、今後の少子高齢化社会での法人運営の安定継続を考えたとき、合併の選択肢もあるのではないかといい意見交換がされてきました。しかし、具体的に調整すべきことを想定していくと、現実的にはなかなか高いハードルがあり、また、その検討に時間が割ける職員もいないために、先に進むことができなかつたと伺っております。

そのような中で、令和4年4月から連携推進法人制度が新たに設けられたことにより、市及び両法人ともに、合併に至らずとも、この制度を活用することで、法定ルールにのっとり一段深い連携ができ、両法人の課題を解決することができるという認識で一致したところで。

この連携推進法人では合併調整に通ずるような業務もありますが、実際に合併ということになりますと、両法人の思いや職員の処遇面や感情面もありますので、その判断はあくまでも両法人に委ねるべきであり、市が主体となるべきではないと考えております。

ただし、今後、両法人が更に合併に向けて一歩踏み出すという流れが出てきたならば、市として必要な支援を行っていきたいと考えております。

〔市民福祉部長 藤井弘史 着席〕

○9番（前川文博）

4点お答えいただきました。この連携推進法人の役割は6つできるということで、その中の人材確保ですね。まずはやっぱり人手不足が今あるので、これを第一にやるということで、神東会の方は外国人の採用もしていますし、そういうノウハウがあると。吉城福祉会のほうは、こちらの古川のほうで広く人が募集できるのでということと、そこで採用してお互いの事業所での人の行き来をするということで、人材不足を解消するということが非常にいいのかなというふうに思っています。

いろいろな福利厚生とかもまとめていけば、そういった経費も落ちてきますし、将来的には社会保障とか、そういったこともやれば事務的経費も下がってきますので、入ってくるお金が保険給付費ですよね、介護保険とかの収入は。社会福祉法人としてですよ。神東会にしる吉城福祉会にしても介護サービスをしたら保険で入ってくる給付費しかないものですから。やっぱり年齢が上がっていくとどうしても人件費が増えて、経営が苦しくなるということでもありますので、こういった面でサポートしていくのは重要なことというふうに思っております。

今回はその2つの法人ですけども、やっぱりほかでもやっぱり神岡でも若い方が会社をつくって介護サービスやったりとかありますので、やっぱりそういう方とかもお声掛けしてそういう事務的なこととか、そういったことの負担軽減というのもやっぱりできるということですので、しばらくしてちょっと順調になってきたら、ぜひお声掛けをしていただいて、この飛騨市全体の介護関係の法人、また保育園も含めての社会福祉法人の連携で、それぞれの法人企業がこの先も経営していけるような体制ができると思います。

それから2年間は立ち上げということで、職員の派遣をして、その後はまたその様子を見ながらということで、多分2年ではやってもまだ道半ばというところになると思いますので、その先をまた市のほうで、もう少し支援が必要になると思いますので、ぜひそこを様子を見ながら、でも早く波に乗るような感じでの支援は必要かなと思います。

それで、統合、合併についてやっぱり市が進めるというより、その両法人がするという話では

ないとなりますので、こういう話が出てくるというのは、そのうち合併するのかなと思ったりもするものですから、これは聞かせていただいたんですけども。私も組合で合併した経験がありますけれど、やっぱり合併するときには今までのいきさつとか給与体系とかやり方とかいろいろあって、すぐには進まないということも分かっております。合併して1つになっていけば一番いいんですけども、普通の会社、株式会社もあり、いろいろなところがありますので、お互いがそれぞれのよさを出しながら運営していくというのが、競い合っていくという面でもいいと思いますので、合併はどうしてもということではありませんが、ぜひ、4月からからスタートでいいんですよ。4月からスタートして、この先の飛騨市の介護が社会福祉法人、会社がうまく進んでいくことを期待しておりますので、やっていただけたらと思います。以上で私の質問を終わります。

〔9番 前川文博 着席〕

◎議長（澤史朗）

以上で、9番、前川議員の一般質問を終わります。